



はじめに

本校は、創立53年目を迎える。今年度の目指す学校は、昨年度に続き、「一人一人の可能性を大切に、生きる力を育てる学校」とする。「すべては子供たちのために」という思いを教職員全員で共有し、子供たちが安心して学び、成長できるよう、安全な教育環境を基盤として、特別支援教育の専門性を高めていく。

令和8年度は、日々の取組の中で「子供たちのために、今、私たちに何ができるかを考え続ける」ことを大切にす。また、教職員が同じ考え方や行動の基準を共有し、信頼される学校であり続けるため、倫理要綱を定めた。子供たちを中心に、保護者や地域と連携・協働しながら、学校全体で教育活動を推進していく。

I 目指す学校

「一人一人の可能性を尊重し、生きる力を育てる学校」(すべては子供たちのために)

- 1 セーフティ・スクール:人権尊重の精神を基盤とし、安心・安全を第一に考える学校
 - (1)児童・生徒一人一人の人権を尊重し、「大切にされている」と実感できる関わりを学校全体で大切にする。
 - (2)校内環境や防災・安全体制を点検・改善し、日常も非常時も安心して活動できる学校づくりを進める。
 - (3)明責任を果たし、保護者や地域から信頼される学校運営に努める。

- 2 スペシャルティ・スクール:専門性を磨き続け、学びと育ちを支える学校
 - (1)児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に捉え、専門性に基づいた指導・支援の質の向上を図る。
 - (2)内での学び合いや研修を通して、教職員一人一人が専門性を高め続ける組織をつくる。
 - (3)別支援教育のセンター的機能を果たし、校内外への発信と連携を進める。

- 3 コラボレーション・スクール:保護者・地域と協働し、子供の成長をともに支える学校
 - (1)子供の健やかな成長を共通の目標とし、保護者との信頼関係を基盤とした連携を深める。
 - (2)地域や関係機関とつながり、社会性や余暇活動の充実につながる学びの機会を創出する。
 - (3)学校・家庭・地域が役割を分かち合い、子供を中心に据えた協働を進める。

- 4 スマート・スクール:デジタルの力を適切に活用し、学びの可能性を広げる学校
 - (1)デジタル機器を活用した授業改善に目的意識をもって進め、教育活動の質の向上を図る。
 - (2)児童・生徒の実態や障害特性に応じた活用を工夫し、一人一人に合った学びを実現する。
 - (3)デジタルは手段であることを共通理解とし、他の柱を支えるツールとして活用する。
 - (4)児童・生徒一人一人の実態に応じて、学び方を工夫・調整する授業実践を進め、将来の自立につながる「学ぶ力」を育成する。

Ⅱ 中期的目標と方策

1 人権尊重の精神に基づく教育活動の推進

- (1)体罰、不適切な指導等のない人権に配慮した教育を尊重する教育活動の推進
- (2)自殺予防、いじめ防止基本条例に基づく、いじめの防止・早期発見
- (3)児童・生徒の生活年齢や信条に配慮した教育活動の推進
- (4)スクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実

2 安全・安心な教育環境の整備

- (1)校舎内外の環境整備・安全対策
- (2)防災教育・防災対策の推進
- (3)家庭や福祉・医療機関等関係機関等と連携した指導の推進

3 自立と社会参加を目指した教育の充実

- (1)知的障害教育の専門性の向上
- (2)系統性や連続性のある教育課程の編成・実施・管理及び改善
- (3)一人一人に応じた自立と社会参加を見据えたキャリア教育の推進
- (4)進路指導や進路に関する情報を発信
- (5)「はむらの学び」に基づいた教育の実践
- (6)外部専門員との連携に基づく、指導内容と方法の改善
- (7)デジタル機器等を活用した多様な学びの推進
- (8)地域と連携した学習活動や部活動の推進

4 社会に開かれた学校づくりの推進

- (1)保護者や児童施設との連携の推進
- (2)特別支援教育コーディネーターを中心としたセンター的機能の充実
- (3)進路指導や進路に関する情報を発信
- (4)各市・町教育委員会や近隣の幼稚園、保育園、小・中・高等学校との連携による特別支援教育の理解推進
- (5)各市・町教育委員会と連携した副籍制度、交流及び共同学習の促進

5 組織的・機能的な学校運営と人材育成

- (1)管理運営規定や校内規定等に基づいた組織的な業務遂行の徹底
- (2)業務の効率化や職場環境の整備等、働き方改革の推進
- (3)若手教員等を育成するサポート体制の構築
- (4)情報システムや人的資源の有効活用
- (5)経営企画室と連携した自立経営予算等の適正な執行
- (6)委託業者との円滑な連携
- (7)キャリアプランに基づいた人材育成の推進

Ⅲ 今年度の重点

令和8年度重点

「子供たちのために、今、私たちに何ができるかを考え続ける」

1 人権尊重の精神に基づく教育活動の推進

- (1) 毎月の人権週間を基に、常に人権感覚を磨き、児童・生徒の人権を尊重し、体罰、不適切な指導、ハラスメントがない教育を実践する(保護者・教員評価 100%)
- (2) 個人情報の保護を厳守するとともに、自らサービスの厳正に努め、服務規律を遵守する(保護者・教員評価 100%)
- (3) 学年・クラス等で共有し、児童・生徒一人一人に卒業後を見越した適切な支援、指導を行う(教員評価 95%)
- (4) いじめ、性被害、自殺予防の早期対応と相談、家庭との連携強化
毎学期児童・生徒アンケートの実施/相談は随時/学校サポートチームとの連携(保護者評価 100%)
- (5) 人権に配慮した日々の教育活動を実践する(児童・生徒の呼称、言葉遣い)
全員「さん」付け(教員評価 100%)
- (6) 外部専門員(心理士)やスクールカウンセラーと連携した児童・生徒の悩み等の相談対応(年間)
- (7) 警察・少年センター等、関係機関との連携した健全育成の取り組み(随時)

2 安全・安心な教育環境の整備

- (1) 教職員一人一人が同じ考え方や行動の基準を共有し、信頼される学校であり続けるため、倫理要綱の徹底を図る(全員)
- (2) 安全対策・事故の未然防止、施設の安全改善(ルールの徹底)
- (3) 安全な一人通学指導の推進(個別面談時に確認)
- (4) アレルギー、医療的ケア対応及びマニュアルの改訂(随時)
- (5) 実際に想定した災害時の避難訓練や行方不明捜索訓練等の実施(毎月実施)
- (6) 事故や災害時に適切に対応できるよう危機管理マニュアルの改善(随時)
- (7) スクールバスの円滑で安全な運行の徹底(連絡会/研修会年2回)
- (8) 放課後等デイサービスとの連携(学校評価満足度 90%以上)
- (9) 家庭と連携したSNS学校ルールの改善と徹底(実態を調査し個別面談等で対応)
- (10) 主治医、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、消防等関係機関と円滑な連携体制の強化(随時)
- (11) PTA 役員や地域会等、定期的な懇談会の実施(管理職、主幹教諭等/年間5回以上)

3 自立と社会参加を目指した教育の充実

- (1) 個別指導計画、学校生活支援シート(個別的教育支援計画)等に基づいた適切な指導の実施する(保護者・教員評価 95%以上)
- (2) 児童・生徒の実態把握と羽村のまなびをもとに、デジタル機器等の活用、視覚支援等を効果的に活用し、全員が研究授業を実施する(保護者評価90%以上・教員評価100%)
- (3) キャリア教育の視点を持ち、地域資源を活用した授業実践を行う(保護者・教員評価 90%以上)
- (4) 外部専門員等の助言を活用し、指導や授業改善を図り、学年で共有する(教員評価 90%以上)
- (5) 育成すべき 3 つの柱と主体的・対話的深い学びの視点を重視した授業を実践する(教員評価 90%以上)
- (6) 教材ライブラリー(デジタル教材含む)を活用しつつ、個々に合った教材の作成と効果的な活用を行う(教員評価 90%以上)

- (7)アセスメントに基づいた根拠のある指導を実戦する(教員評価 90%以上)
- (8)本校の教育課題について学習指導に位置付け、実践を共有する。(高等部)
(良好な人関係を育むための keep safe プログラムや情報モラル教育(SNS)等の推進)
- (9)【生・進】身辺自立や着替え等の日常生活指導及び給食指導について、児童・生徒一人一人の課題に応じた適切な指導の実践と、児童・生徒の主体性を尊重した学級運営の推進(各クラス)

4 社会に開かれた学校づくりの推進

- (1)研究指定「特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進」事業における TOKYO ACTIVE PLAN for students に基づく地域と連携したスポーツ活動及び生涯を通じた文化・スポーツなどによる部活動等の推進(高等部)
- (2)地域や家庭への理解啓発を促すための各通信等の発行(月/1回)
- (3)卒業後を見越し、一人一人に応じた適切なキャリア教育(進路指導)、進路相談の実施(保護者・教員評価 90%以上)
- (4)進路に関する情報提供の実施(保護者・教員評価90%以上)
- (5)近隣の小・中学校、高等学校との交流(各学部)
- (6)区教育委員会や地域指定校との連携による副籍交流の実施(実施率50%)
- (7)就学前機関(幼稚園・保育園等)や連携校(小・中・高等学校)との連携強化と指導・助言の実施(年30回)
- (8)ホームページやX(旧 Twitter)の充実と本校の情報発信(随時/100回以上)
- (9)生活支援シート等を活用し、家庭、医療、福祉等の関係機関との引継ぎ連携(随時)
- (10)地域資源を活用した学習活動の充実(各学部)

5 組織的・機能的な学校運営と人材育成

- (1)教職員一人一人が「すべては子供たちのために」の方向性を統一するとともに、自己の職責を全うし主体的に、組織的に学校運営に参画する(教員評価100%)
- (2)若手教員等の育成を図るため、チームを編成し、年間を通して適切な指導を行う(教員評価95%)
- (3)年間を通し本校の教育計画である、「はむらの学び」を活用した教育実践を行う(全員)
- (4)はむらの学び(シラバスや単元計画の見直し等)を組織的に行う(教科会)
- (5)個々の専門性を高めるため、デジタル活用をテーマとした校内研究体制を整備し、教員全員が参画する。年間を通して積み上げた研究の成果は、公開研究会において発表し、学校全体の指導力向上につなげる。(教員評価90%)
- (6)モデルリーダーを中心とし、所掌する業務の進行管理を適切に行うとともに、円滑な引継ぎができるようマニュアルの整備及び活用を行う(分掌部等主任/教員評価95%)
- (8)主幹会では、連携を密にし、本校の課題の分析や本校が担うべき役割について情報を収集し、管理職に提言を行う(週1回)
- (9)企画調整会議は、学校の諸活動、諸課題について積極的に企画・提案し、学部・分掌会等を通じて教職員に周知する(週1回)
- (10)学校評価アンケート(個人)、各学部・分掌等(組織)による学校評価の実施と改善(全員)
- (11)服務事故防止研修、ヒアリング等による服務規律の徹底(年5回/事故ゼロ)
- (12)管理職による教職員の時間外勤務の把握及び庶務事務システムを活用した教職員の自己管理の徹底(毎月実施)
- (13)定時退庁日やマイ定時退庁日等の設定及び効率的な会議運営等による働き方改革の推進(全員)
- (14)地域資源やTEPROを活用した業務効率の推進(主幹教諭)
- (15)計画的な予算編成及び適切な予算執行の徹底(企画室/適正な執行及びセンター執行率60%)
- (16)学事事務や就学奨励費等、教職員が連携し円滑な業務の実施(年間)
- (17)委託業者(給食調理、清掃業者)との円滑な連携(連絡会の開催月1回)